

低入札価格調査制度の調査基準価格・失格基準価格及び  
最低制限価格制度の最低制限価格の算出方法の変更について

令和4年4月20日  
沼津市財務部契約検査課

「沼津市建設工事低入札価格調査制度実施要領」及び「沼津市建設工事最低制限価格制度実施要領」を、令和4年5月1日（同日以降に入札公告等を行う建設工事の契約の入札）から以下のとおり一部改正しますのでお知らせします。

**【調査基準価格及び最低制限価格】**

沼津市建設工事低入札価格調査制度実施要領 第3条第1項

沼津市建設工事最低制限価格制度実施要領 第3条第1項

	改正前	改正後
(1)	直接工事費の額に 10分の9.7を乗じて得た額	直接工事費の額に 10分の9.7を乗じて得た額
(2)	共通仮設費の額に 10分の9を乗じて得た額	共通仮設費の額に 10分の9を乗じて得た額
(3)	現場管理費の額に 10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に 10分の9を乗じて得た額
(4)	一般管理費等の額に <b>10分の5.5</b> を乗じて得た額	一般管理費等の額に <b>10分の6.8</b> を乗じて得た額
範囲	予定価格の10分の7.5 ～10分の9.2の範囲	予定価格の10分の7.5 ～10分の9.2の範囲

※最低制限価格は、上記により算出した最低制限基本価格にランダム係数を乗じて得たもの。

**【失格基準価格】**

沼津市建設工事低入札価格調査制度実施要領 第6条第2項、第3項

	改正前	改正後
(1)	直接工事費の額に <b>10分の7.5</b> を乗じて得た額	直接工事費の額に <b>10分の9</b> を乗じて得た額
(2)	共通仮設費の額に <b>10分の7</b> を乗じて得た額	共通仮設費の額に <b>10分の8</b> を乗じて得た額
(3)	現場管理費の額に <b>10分の7</b> を乗じて得た額	現場管理費の額に <b>10分の8</b> を乗じて得た額
(4)	一般管理費等の額に 10分の3を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10分の3を乗じて得た額
範囲	<b>予定価格の10分の7.5以下</b>	<b>制限なし</b>